

川俣町 農業委員会だより

第27号

令和5年3月1日

川俣町農業委員会

川俣町字五百田30

☎566-2111

令和5年度

川俣町の農地利用の最適化に 関する施策について

町長に意見書を提出

本町農業委員会は、令和4年11月21日、町に対して令和5年度の農業施策を重点に取り組むよう、意見書を提出しました。

意見項目

- 1 新型コロナウイルス対策について
 - (1) 農業者の支援について
- 2 原発事故からの復旧・復興への施策
 - (1) 農地・林地の保全について
 - (2) 安全な農林産物の放射能対策について
- 3 継続的施策
 - (1) 国内対策等の強化について
 - (2) 担い手の育成確保・集落営農推進対策について
 - (3) 認定農業者の育成
 - (4) 女性農業者への取り組みについて
 - (5) 鳥獣被害対策の強化について
 - (6) 耕作放棄地対策の実施



- (7) 環境保全対策の取り組みについて
- (8) 農業生産支援対策について
- (9) 山木屋地区の営農再開の推進について
- (10) 農業委員会及び事務局体制について

令和4年度

福島県下 農業委員会大会

令和4年度福島県下農業委員会大会が令和4年11月10日に福島市の「バルセイざか」において開催されました。新型コロナウイルス感染症予防対策のため、出席人数の制限があり、本町から農業委員・農地利用最適化推進委員7名が参加しました。

弘前大学教授の平井太郎氏による「新しい農業・農村振興の形と農業委員会に期待すること」についての記念講演もありました。

また、福島県の農業・農村の現状が、担い手の減少や高齢化とこれらに伴う遊休農地の増大、産地間競争の激化や野生鳥獣被害等に加え、東日本大震災・原子力発電所事故や度重なる自然災害等から未だ復旧・復興しておらず、多くの課題が山積していることを確認しました。さらに、本県の農業・農村の発展と持続可能な農業構造の確立を図るため、福島県選出国会議員へ「本県農業の発展に向けた要請書」及び福島県知事へ「令和5年度県農業施策に関する意見書」を提出したことが報告されました。

タブレット端末の 導入について

令和4年度に県補助金を活用し、農業委員及び農地利用最適化推進委員へのタブレット端末を導入しました。これまで、利用状況調査等は紙の地図を利用し、現地確認を行っておりましたが、今後はタブレット端末を活用し、効率よく行うことが出来ます。



全国農業新聞

発行：毎週金曜日(月4回発行)

購読料：月額700円

購読申込先：農業委員会事務局



農地利用状況調査を 実施しました

令和4年10月17日に、農業委員及び農地利用最適化推進委員が5班に分かれ、町内の農地について、農地の「利用状況調査」(農地パトロール)を行いました。

この調査結果をもとに、遊休農地と判断された農地の所有者に今後その農地をどのように利用する意向であるか「利用意向調査」を行いました。



福島県地方農業委員会 連合会意見交換会

福島市、伊達市及び伊達郡の各農業委員会で組織されている福島県地方農業委員会連合会で、令和4年11月25日に福島市の「キョウワグループ・テルサホール」において意見交換会を開催しました。連合会の会員である菅野儀政農業委員長及び菅野利治会長職務代理者が出席し、人・農地プランや最適化活動の現状や今後の課題について意見交換をしました。



農地法の下限面積 要件がなくなります

農地法第3条により農地の売買・貸し借りなどの権利を取得するには、農業委員会の許可が必要となります。許可を得るための要件の一つに、許可後の耕作面積が下限面積以上になることが要件にあり、本町では下限面積を10アールに設定しています。

このたび、農地法の一部が改正され農地の権利取得にあたっての下限面積が廃止されることとなり、令和5年4月1日から施行されます。

これに伴い、本町で設定している下限面積(10アール)も廃止することとなります。

令和4年度 水稲作状況調査報告



令和4年9月16日に水稲の作況調査を実施いたしました。調査方法は、平年作と比較できるように定めてある定点圃場を中心に16圃場を調査いたしました。作柄概況は、10アール当たり452キロの調査結果となりました。



農業者年金に加入しましょう!

農業者年金は①～③の要件を満たす方ならどなたでも加入できます。

- ①年間60日以上農業に従事
- ②60歳未満
- ③国民年金第1号被保険者(国民年金保険料納付免除者を除く)

※詳しくは農業委員会事務局かお近くのJ Aへ

新規就農者

斎藤勝士さんにインタビュー

東福沢地区で川俣シャモの生産やトマトや軟白ネギの栽培等を行っている斎藤勝士さんに就農二年目の心境についてお話を伺いました。

Q 就農するきっかけはなんですか?

A 父が行っている地場産業である川俣シャモ生産や野菜栽培に魅力を感じ、農業を継いでいこうと思いました。

Q 農業をしていくうえで、特に意識していること、気を付けていることは何ですか?

A 消費者の方々に安心しておいしく食べていただける安全な農畜産物を生産するため、鶏舎の衛生管理や基準マニュアルに則った農薬の使用を徹底することです。

Q 農業のやりがいや面白さは何ですか?

A 日々自然とふれあいながら自分の手で生産することの喜びを実感することです。

Q 今後の展望や目標は何ですか?

A 昨今の肥料や燃油高騰の難局を乗り越え、自分のライフスタイルにあった生産計画を立て農業を楽しんでいきたいです。

Q 今後新規就農する方々へアドバイスやメッセージはありますか?

A 就農に関して興味を持っている人はいるかと思いますが、多くの人は資金等の問題で取り掛かることができないと思います。



そのため、私もそうでしたが、国県市町村で行っている補助事業を活用して取り組んで、農業の楽しさや面白さをぜひ味わってもらいたいです。

自分で考えて、成功も失敗もしてその過程を経て、生産する喜びを肌で実感してもらいたいです。

新規就農者の 経営協定調印式

令和4年度に秋山地区で新規就農した、遠藤大樹さん(右の写真)、佐藤貴さん(左の写真)がそれぞれ経営の方針などを定める経営協定の調印式を町役場で行いました。調印式には、菅野儀政会長が立会人として参加しました。



川俣町就農体験 ツアー開催

町では、令和4年度に本町で就農を希望している方を対象に就農体験ツアーを夏・秋・冬の3回開催しました。



秋のツアーは、令和4年10月28日から30日に開催。県内外から4名の方が参加し、稲刈りや花卉の収穫などの農作業の体験をしました。また、住環境の視察に加え、町での就農を検討するために若手農業者との懇談を実施し、参加者は、真剣に話を聞いていました。

質疑応答では、町農業委員会の事務局職員が、農地の取得や賃借の方法等について説明を行い、移住や就農についての理解を深めていました。

農地にかかる手続きは 農業委員会へ

- 農地の売買や貸し借り
 - 農地に住宅を建築したい、駐車場・資材置場にしたいなど農地を農地以外の目的で使用したいとき
 - 農地に盛土をしたいとき
 - 農地を相続したとき など
- 農業委員会へ申請手続きや届け出が必要となります。

あとがき

農業を取り巻く状況は、肥料・飼料や生産資材の価格高騰に加えて、農産物の販売価格は低迷しており生産意欲が懸念されています。排作放棄地が増え、落ち着きつつある有害鳥獣被害も増える可能性があります。

行政には、次年度も肥料・飼料の補助を引き続きお願いしたいと思います。

その様な中、ここ数年で、新規就農者が増え始めているので、農業委員会でも情報提供等で応援していきたいと思っています。

佐藤 吉彦
安田 泰良
高橋 亨
高橋 忠俊
遠藤 政信

